
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 211 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重及び実効金利法に関連する論点について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

(ステップ 4 を採用する金融機関における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関する意見)

最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することを認めることについて

2. ステップ 4 を採用する金融機関における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関する事務局の提案に賛同する。
3. 将来予測シナリオに関して、仮に最も可能性が高い将来予測シナリオであることを監査人に疎明するうえで他の将来予測シナリオとの比較検証が求められる場合には、ステップ 4 を採用する金融機関に実務負担が生じると考えられるため、会計基準において実務負担を軽減できる方法を検討することがよいと考える。
4. 「実務負担に配慮」する観点から、単一の将来予測シナリオのみを用いることとしたうえで、引当の不足分についてはオーバーレイ調整を求めるアプローチがよいと考える。

オーバーレイ調整について

5. オーバーレイ調整が必要となる場合の例や解釈の指針を結論の背景や補足文書において示すことを検討していただきたい。
6. 現行実務においても経済状況やポートフォリオの構成の変化を踏まえて必要な調整を行っており、この現行実務も含めてオーバーレイ調整とすることで、実務上の懸念を軽減できると考える。
7. オーバーレイ調整に関して、ダウンサイド・シナリオの調整は作成者及び財務諸表利用

者の観点から重要であると考えられるため、ダウンサイド・シナリオの調整を想定しているのであれば、その旨を結論の背景に記載することがよいと考える。

8. 財務諸表利用者の観点から、オーバーレイ調整を行えることは適切な引当水準を確保するバックストップとして大切であると考えている。この点、資料第26項の「明らか」に調整が必要と企業が判断する水準感について、想定しているものがあればご教示いただきたい。

その他

9. 将来予測シナリオの作成に関して、日経平均株価や為替レートといった複数の経済指標を考慮せずに失業率などの単一の指標のみで将来予測シナリオを作成することを許容いただきたい。
10. 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係があると予想されるとみなすという事務局の提案に関して、ステップ4を採用する金融機関がこの点を疎明する必要はないという理解でよいか確認したい。

(ステップ4を採用する金融機関における実効金利法に関連する論点に関する意見)

貨幣の時間価値の考慮及び実効金利法による償却原価の採用について

11. 債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わって約定金利を用いることができるとするオプションを設ける事務局の提案に賛同する。
12. 債権（購入された債権を除く。）における償却原価の算定において約定金利を用いる場合、引当における貨幣の時間価値を考慮する際に約定金利を用いることは概念的に整合性があると考ええる。
13. 実効金利に代わって約定金利を用いることができるとするオプションを設けるよりも、貨幣の時間価値の考慮の考え方として、実効金利の近似値として約定金利を用いることができることと定めることがよいと考える。
14. 会計基準の理解しやすさの観点から、貸付金に関連する手数料と償却原価の金利計算を切り離して会計処理することができることを明記することがよいと考える。
15. 引当における貨幣の時間価値の考慮に関して、債権ごとに約定金利で割り引くことは実務上負担が生じると考えられるため、債務者単位で割り引くなどの簡便的な方法を検討

することがよいと考える。

貸付金に関連する手数料の取扱いについて

16. 償却原価と手数料をデカップリングできる旨を明記すべきと考える。
17. 手数料について、一時点で収益認識されるもの、一定の期間にわたり収益認識されるもの、本来実効金利に含まれるべきものの3種類に分けて、単独融資の組成手数料やシンジケート・ローンの参加手数料といった種類ごとに具体的に整理する必要があると考える。
18. 貸付金に関連する手数料の収益認識方法に関して、現行実務を踏まえて詳細な定めは設けないことがよいと考える。
19. 貸付金に関連する手数料の収益認識に関して、収益認識会計基準等を参照するよりも金融商品会計基準等において新たに定めることがよいと考える。
20. 「特定の役務に対する手数料であることが明確である。」というステップ2の手数料に関するオプションの要件を満たさない手数料については、履行義務が不明確であると考えられるため、ステップ4においてどのように会計処理するかを検討する必要があると考える。

償却原価の償却方法について

21. 償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける事務局の提案に賛同する。
22. 償却原価の償却方法として定額法をオプションとして認める場合、時間価値を考慮するうえで利息法と不可分の関係にある実効金利を用いる必要性は低下すると考える。

その他

23. 貸付金に関連する手数料の表示方法についても整理する必要があると考える。

以 上